

「滋賀県自殺対策基本方針」(案)に対する意見・情報の募集について

本県における自殺対策を推進するための基本的な取組方針となる「滋賀県自殺対策基本方針」(案)を作成しました。

つきましては、広く県民の皆さんからのご意見・情報を下記により募集します。

なお、お寄せいただきましたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしています。個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了知願います。

記

1. 公表する資料

「滋賀県自殺対策基本方針」(案)

2. 公表の方法

前記資料を障害者自立支援課、県民生活課県民情報室および各環境・総合事務所等に備え付け、また、県のホームページに掲載します。

3. 募集期間

平成22年5月14日(金)から6月14日(月)まで

4. 提出方法および提出先

(1) 郵送 〒520-8577(住所記載不要)

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

(2) ファックス 077 528 4853

(3) 電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

5. その他

(1) ご意見・情報を提供いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本方針策定のため使用することとし、公表することはありません。

(2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。

滋賀県自殺対策基本方針案（概要）

1．はじめに

(1) 背景・趣旨

- ・我が国における自殺者数は、平成10年に急増して3万人を超えその後も高い水準で推移。本県における自殺者数は、300人前後で推移。
- ・国を挙げて自殺対策が総合的に推進されているところであり、本県においても様々な団体や機関が協働して、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ体系的に推進していくための基本方針をとりまとめる。

(2) 滋賀県の自殺の現状

- ・昭和30年から200人前後で推移。平成15年に330人に達した。
- ・男女の割合は、男性が7割程度。
- ・年齢階層別では、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代が多く、合わせると全体の6割強。

2．自殺対策の基本的考え方

- ・社会的要因も踏まえて総合的に取り組む
- ・県民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- ・自殺の事前予防、危機対応、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む
- ・自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える
- ・自殺の実態を踏まえ、効果的に取組を進める
- ・平成24年の数値目標達成に向けて平成22～24年度の間、取組を進める

3．自殺対策の具体的取組

(1) 自殺の実態を明らかにする

- ・実態調査の実施や統計資料の分析

(2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・メディアを利用した普及啓発
- ・街頭啓発
- ・児童、生徒の自殺予防に資する教育

(3) 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

- ・かかりつけ医のうつ病対応力向上のための研修の実施
- ・全ての保健所において自殺対策のための研修会を実施

(4) こころの健康づくりを進める

- ・地域職域連携推進会議を活用した職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・小中高等学校等へ精神科医を派遣しての保健相談
- ・スクールカウンセラーの配置
- (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする
 - ・かかりつけ医のうつ病対応力向上のための研修の実施（再掲）
 - ・精神科医師の確保対策
 - ・精神科救急医療システム事業の推進
- (6) 社会的な取組で自殺を防ぐ
 - ・保健所、精神保健福祉センターが連携した相談の推進
 - ・「こころの健康相談」の開催
 - ・弁護士会、司法書士会との連携による多重債務者無料相談会の開催
 - ・高校生のための消費生活講演会（多重債務問題）の開催
 - ・子どもに関する様々な悩みや相談に応じる電話相談（こころんだいやる）の実施
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
 - ・救急医療機関と精神科医との連携
 - ・自殺未遂者に対応する関係者への研修
- (8) 遺された人の苦痛を和らげる
 - ・自死遺族の会の育成支援
 - ・学校等での事後対応の促進
- (9) 民間団体との連携を強化する
 - ・自死遺族の会、断酒会などの民間団体の活動を促進するための支援
 - ・電話相談事業に対する支援
 - ・保健医療にかかわる職能団体の研修活動に対する支援

4．数値目標

- (1) 平成24年までに、平成21年の自殺死亡者数から30人以上減少
- (2) 目標の早期達成に努め、達成された場合は、速やかに数値目標を見直し

5．対策の推進

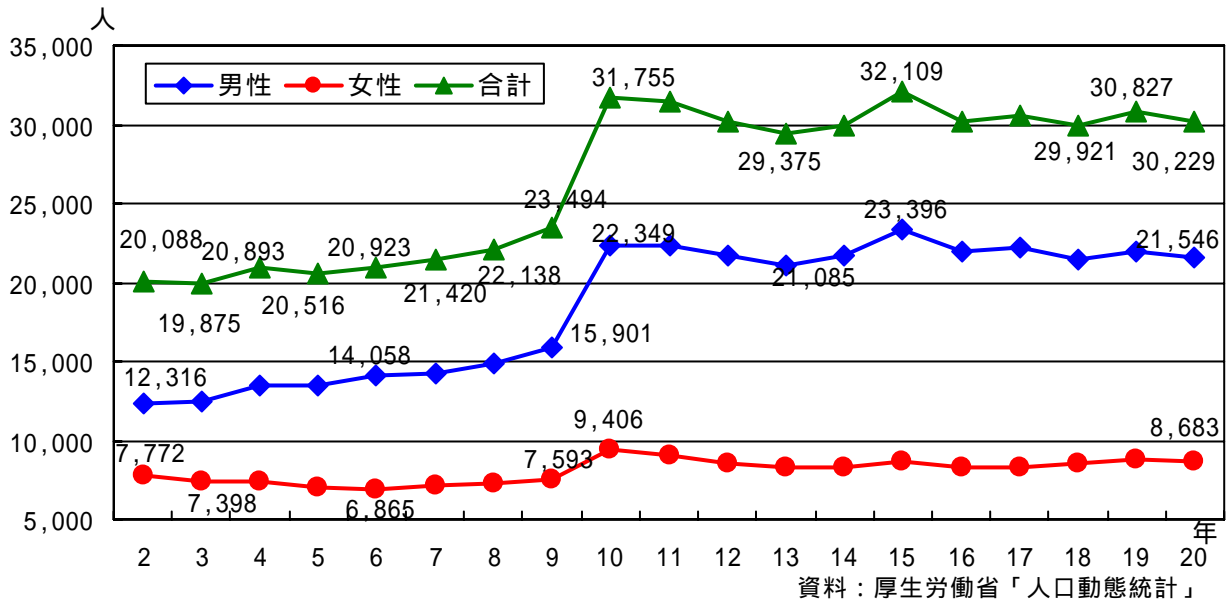
- (1) 関係者の情報の共有と連携の確保
 - ・自殺対策連絡協議会の開催
- (2) 県自殺対策の効果的な実施
 - ・自殺対策にかかる庁内体制の整備
- (3) 地域における推進体制の確保
 - ・市町と連携した取組
 - ・全市における「自殺対策連絡協議会」の開催
- (4) 方針の見直し
 - ・法律や大綱の見直しや社会経済情勢の大きな変化があった場合に、滋賀県自殺対策連絡協議会の審議を経て方針を見直す

6. 策定スケジュール

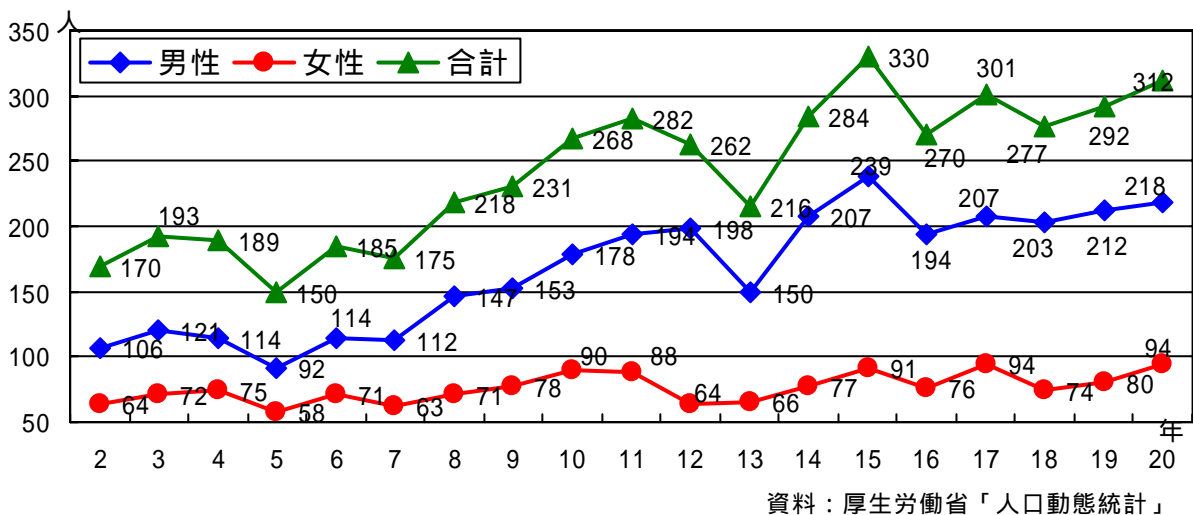
- 5月 方針案について厚生・産業常任委員会へ報告
方針案について関係先へ意見照会
県民政策コメントの実施（～6月）
- 6月 方針最終案について厚生・産業常任委員会へ報告
- 7月 方針策定

7. その他

(1) 全国における自殺の現状



(2) 滋賀県における自殺の現状



(3) 他都道府県の計画等策定状況

策定済みの都道府県... 26 (22年4月20日現在、滋賀県調査)